

資料1 本計画の策定経過

大網白里市子ども読書活動推進計画検討委員会・同作業部会開催経過

開催日	会議名	会議内容
令和2年6月29日	検討委員会設置要綱	○ 制定
同年8月5日	第1回検討委員会	○ 委嘱状交付 ○ 委員長及び副委員長選出 ○ 計画策定の背景 ○ 計画策定の基本的な考え方・進め方 ○ 作業部会部会員の推薦
同年9月11日	第1回作業部会	○ 計画の基本的な考え方 ○ 計画の骨子・構成 ○ 現状、成果・課題、今後の取組
同年12月1日	第2回作業部会	○ 計画骨子（案）作成
同年12月10日		○ 関係団体に素案の意見照会 ・ 大網白里市PTA読書会連絡協議会 ・ 読み聞かせボランティア団体（おはなしどんどん）
同年12月23日	第3回作業部会	○ 計画（案）作成
令和3年1月27日	第2回検討委員会	○ 計画（案）審査
同年2月2日～ 2月8日		○ 庁内各課等意見照会の実施
同年2月16日		○ 庁内各課等意見結果（素案）の修正 ・ 定例教育委員会計画（素案）を説明し、パブリックコメント実施の承認
同年2月25日～ 3月8日		○ パブリック・コメントの実施
同年3月16日		○ 定例教育委員会にて報告
同年3月19日	第3回検討委員会	○ パブリックコメントの意見審査

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子ど

もが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子ども

の参加については、その自主性を尊重すること。

資料3 大網白里市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(令和2年6月29日教育委員会告示第14号)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により策定する大網白里市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）について検討するため、大網白里市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 市立小学校又は中学校の校長 1名
- (2) 市立保育所長 1名
- (3) 市立幼稚園長 1名
- (4) 子育て支援課長
- (5) 健康増進課長
- (6) 管理課長
- (7) 生涯学習課長
- (8) 図書室長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委員長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会員19名をもって組織する。

3 部会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 市立学校図書担当教諭 10名

(2) 市立保育所職員 2名

(3) 市立幼稚園職員 2名

(4) 子育て支援課職員 1名

(5) 健康増進課職員 1名

(6) 管理課職員 1名

(7) 生涯学習課職員 1名

(8) 図書室職員 1名

4 部会員の任期は、第3条第3項の規定を準用する。

5 作業部会に部会長を置き、委員長が部会員の中から指名する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を作業部会に出席させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

資料4 大網白里市子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿

No.	選出区分	氏名	備考
1	大網白里市立小・中学校長代表	三橋 礼子	
2	大網白里市立保育所長代表	金澤 れい子	
3	大網白里市立幼稚園長代表	山崎 和代	
4	大網白里市子育て支援課長	小川 丈夫	
5	大網白里市健康増進課長	板倉 洋和	
6	大網白里市教育委員会管理課長	石原 治幸	
7	大網白里市教育委員会生涯学習課長	石井 一正	委員長
8	大網白里市教育委員会図書室長	佐久間 直美	副委員長

資料5 大網白里市子ども読書活動推進計画検討委員会作業部会員名簿

No.	団 体 名	氏 名	備 考
1	大網白里市立大網小学校	大 坂 芽 生	
2	大網白里市立大網東小学校	峰 尾 澄 枝	
3	大網白里市立瑞穂小学校	野 原 美智子	
4	大網白里市立増穂小学校	片 岡 さおり	
5	大網白里市立増穂北小学校	加 藤 佐知子	
6	大網白里市立白里小学校	三 枝 津美江	
7	大網白里市立季美の森小学校	石 井 麻 穂	
8	大網白里市立大網中学校	三 枝 美 雪	
9	大網白里市立増穂中学校	川 島 浩 美	
10	大網白里市立白里中学校	吉 田 友 紀	
11	大網白里市立白里保育所	市 原 美由希	
12	大網白里市立増穂保育所	峰 島 靖 子	
13	大網白里市立瑞穂幼稚園	藤 本 朋 恵	
14	大網白里市立白里幼稚園	橋 本 かおり	
15	大網白里市子育て支援課	二 井 翔 平	
16	大網白里市健康増進課	花 澤 直 子	
17	大網白里市教育委員会管理課	小 菅 諭	
18	大網白里市教育委員会生涯学習課	深 山 元 博	部会長
19	大網白里市教育委員会図書室	嶋 田 奈々子	